

# ホームページ・バナー広告概要

## ◆掲載箇所

当協会ホームページトップページ下段（ランダム表示する場合があります。）



掲載箇所イメージ（トップページ）

## ◆掲載期間及び掲載料

掲載期間： 6ヶ月単位を基本としますが、3ヶ月間などご相談に応じます。

掲載料： 1枠 20,000円／月

掲載期間	掲載料（消費税別）
3ヶ月	60,000円
6ヶ月	120,000円
12ヶ月	240,000円

## ◆バナー広告を掲載できるもの

当協会の賛助会員 ⇒ [入会手続きはこちら](#)

## ◆広告の規格

- (1) サイズ： 左右229×天地80（ピクセル）
- (2) ファイル形式： JPEG、PING、GIFのいずれか
- (3) アニメーション、ロールオーバー等の画像の変化するものは不可
- (4) データ容量は15キロバイト以下とする
- (5) ファイルに関して上記基準に従い広告主が用意する（社名ロゴとマーク程度が原則）

## ◆申込み方法

ホームページ・バナー広告の掲載を希望する場合は、「ホームページ・バナー広告掲載要領」（次頁）を確認の上、「ホームページ・バナー広告掲載申込書」（3頁目）に必要事項をご記入の上、バナー広告図案（画像）を添えて電子メール又は郵送により、協会事務局までお申込みください。

## ◆掲載の決定

- ・お申込みのあったバナー広告については、当協会事務局で確認の上、速やかに掲載いたします。
- ・掲載決定した時は、バナー広告掲載料の請求書を送付いたしますので、指定された期日までに掲載料を納入していただきます。

## ◆ バナー広告掲載の取消しについて

掲載料の未納、掲載できない内容などがある場合は、バナー広告の掲載を取り消すことがあります。

### バナー広告掲載注意事項

バナー広告の掲載に当たっては、協会事務局で、原稿内容などに不備又は不適切な点等について確認の上、掲載いたします。以下に該当する表現、内容を有する広告は、事前に掲載をお断りしております。

- (1) 法律、条例に違反又はそのおそれのあるもの
- (2) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (3) 特定の意見の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とするもの
- (4) 青少年の健全育成に支障があると認められるもの
- (5) その内容又は表現が公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 消費者観点からふさわしくないもの
- (7) 名誉棄損、プライバシー侵害、信用棄損、業務妨害のおそれがあるもの
- (8) 氏名、写真、商標、著作権などを無断で使用したもの
- (9) その他当協会のホームページへの掲載に不適切と判断されるもの

### ホームページ・バナー広告掲載要領

一般社団法人 建築設備技術者協会

一般社団法人 建築設備技術者協会（以下「甲」という。）及びホームページ・バナー広告申込者（以下「乙」という。）は、ホームページ・バナー広告の掲載にあたり、下記事項を遵守するものとする。

1. 広告内容等  
ホームページに掲載するバナー広告スペースの場所、広告掲載期間、広告掲載料、広告掲載有資格者等は、「ホームページ・バナー広告の概要」（以下「概要」という。）に定めるとおりとする。
2. 広告原稿の送付  
乙は、広告の原稿を、概要に記載のとおり所定の仕様で製作し、入稿期限までに、電子メール又は郵送で甲に送付するものとする。また、乙はバナー広告のリンク先等を変更する場合は、甲に速やかに申し出るものとする。
3. 広告掲載料の支払い  
(1) 甲は、バナー広告掲載料について、掲載決定後、遅滞なく乙に対し、申込書に記載される掲載料金に消費税相当額を加算した額（以下「契約金額」という。）にかかる請求書を発行するものとする。  
(2) 乙は、甲から請求書受領後30日以内に別途甲が指定する銀行口座に契約金額を振り込むものとする。  
なお、振込手数料は乙の負担とする。
4. 広告内容  
(1) 乙は、広告の内容について、概要の「バナー広告掲載注意事項」の記載事項を遵守するものとする。  
(2) 広告の内容に対する責任は、乙が負うものとし、広告の内容に関して第三者から訂正依頼、クレーム、異議又は損害賠償の請求が提起された場合、乙は、これらに対して自己の費用と責任を持って解決することとし、甲に対して一切迷惑をかけてはならないものとする。
5. 掲載の中断等  
甲は、甲のホームページ又はバナー広告を掲載するためのシステムの緊急保守、更改、障害、火災、停電、天災等の事由により必要な場合、乙に事前に通知することなく一時的に広告掲載の全部又は一部を中断することができるものとする。なお、この場合、甲は可及的速やかに再開するよう努めるものとする。
6. 掲載期間の 更新・延長  
乙は、バナー広告掲載を更新・延長する時は、掲載期限の1箇月前までに甲に申し出ることとする。また、バナー広告掲載期間終了にあたり、乙から延長の申し出がない場合は、甲は速やかにバナーの掲載を取り止めるものとする。
7. その他 本要領に定めのない事項又は解釈について疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して対処するものとする。

### ホームページバナー広告掲載に関するお問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋6-9-6 12東洋海事ビル

一般社団法人建築設備技術者協会 事務局

電話 (03) 5408-0063/FAX (03) 5408-0074 E-mail:info@jabmee.or.jp

一般社団法人 建築設備技術者協会 ホームページ・バナー広告掲載申込書

年 月 日

一般社団法人 建築設備技術者協会  
会長 野部 達夫 殿

申 込 者 住所(所在地) 〒

法人名

代表者名

一般社団法人 建築設備技術者協会のホームページ・バナー広告掲載について、広告掲載要領に同意し、下記のとおり申し込みます。

記

事業所の名称及び所在地		
リンク先 HP の URL		
代替テキスト		
広告掲載希望期間	年 月～ 年 月( ヶ月)	
連絡先 (申込内容についての問合せ等)	電話	
	FAX	
	E-mail	
	担当者名	
請求書送付先	所在地	〒
	所属・役職	
	担当者名	
	電話	
	E-mail	

バナー広告掲載料の支払いについて

バナー広告掲載が決定された時は、バナー広告掲載料として、

20,000 円/枠 × 枠 × ヶ月＝ 円 (消費税別)

を支払います。